



事業者の皆様へ

令和2年5月8日
愛媛県経済労働部長

愛媛県における今後の新型コロナウイルス感染症対策について

事業者の皆様方におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、5月11日以降の本県の対応方針につきまして、別添のとおり、知事から発出した文書に加えて、特に4月17日付けの文書でお願いした事業者の皆様の取組内容を改めて整理しましたので、下記の点に十分留意の上、事業活動を行っていただきますよう、お願いします。

記

① 「3つの密」の徹底回避について

- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」のいわゆる「3つの密」の条件が重なる場を決して作らないこと。特に商店街・スーパーマーケット等においては、入場制限、一方通行の誘導、入店・会計時の行列整理等を行うほか、共用部の消毒等を行うこと。
- ・観光施設等の集客施設に人が集中する恐れがある場合も入場者の制限を行うこと。
- ・会議や打ち合わせ等は、Web 会議システムなどを積極的に活用して、直接的な接触を可能な限り避けること。
- ・全国的かつ大規模なイベント等の開催の中止又は延期等の慎重な対応を取ること。ただし、50人以内のイベント等は感染予防対策のうえで実施可能であること。
- ・「3密」の条件が重なる場のうち、全国でクラスターが多数発生している「繁華街の接待を伴う飲食店等」への外出については、徹底して自粛すること。

② 感染拡大地域（特定警戒都道府県）への出張等の自粛について

- ・感染拡大地域（特定警戒都道府県）への出張や訪問は感染リスクが高まることから、真にやむを得ない緊急の用務を除き見合わせる。業務の都合上やむを得ず出張等する場合には、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は可能な限り避けるなど、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うこと。
- ・自社の社員のみならず、取引先や来社企業の社員等に対しても、不要不急や儀礼的な訪問は行わないよう求めること。
- ・家族・友人等の都道府県をまたいだ帰省や往来についても、できる限り回避

すること。また、都道府県をまたいだ移動をはじめ、観光や行楽地への訪問等も自粛すること。

- ・感染拡大地域（特定警戒都道府県）へ出張等をした場合には、上司が移動中の行動（移動手段も含む行動経路や訪問場所、特にこれらの地域で「3つの密」が疑われる場所を訪問していないかどうか）を詳細に聞き取り、感染リスクが高いと判断した場合には、自宅待機等の適切な措置を指示すること。
- ・御自宅に戻った後、基本的な感染予防や、体調不良の場合には外出を自粛し、御自宅で過ごしていただくこと。

③ テレワーク、時差出勤、在宅勤務の促進等について

- ・ 出社する従業員の削減が感染リスクの低下にもつながることから、実施可能な事業所から在宅勤務やテレワーク、時差出勤等を積極的に導入いただくとともに、自転車での通勤も活用すること。
- ・ 特に妊娠中の女性や高齢者等と同居している社員には、細心の注意を払うこと。

④ 各業種の全国組織等から示される感染拡大防止策の取組みについて

- ・ 現在又は今後、各業種の全国組織等から示される感染拡大防止策をご確認いただき、徹底して取り組むこと。
- ・ 令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室発出の「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」において示されている「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)を添付するので、参考にすること。
- ・ 遊興施設、遊技施設における感染拡大防止対策を添付するので、可能であれば参考とすること。

※ 県内移動の緩和について

- ・ 各事業者の皆様のこれまでの自主的な感染拡大防止の取組みに感謝申し上げます。県としては、県民の皆様にも5月11日以降も県をまたぐ移動、特に感染拡大地域（特定警戒都道府県）への外出自粛は、引き続きお願いしますが、県内の移動については、緩和しており、飲食店をはじめ劇場や映画館などは、感染防止に気を付けながらの利用を呼び掛けています。各事業者におかれても、感染拡大防止の工夫を行いながら事業活動を行ってください。

※ 「愛顔を守ろう！」えひめ版協力金パッケージについて

- ・ 既に周知しているえひめ版協力金パッケージについて、3密回避の取組みや新たなビジネス展開への協力金など、一部について対象期間を5月31日まで延長するとともに、全国チェーン店のうち、本部から独立して経営しているフランチャイズ店を対象に加えていますので、ご活用ください。

【別紙4】

内閣府新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫 (例)

		屋内								
		運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接		ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限			入場人数の制限・ 滞在時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集		接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉		—	—	—	—	—	—	—	—	テラス席 2方向換気
衛生 対策		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	—	—	—	—	こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
		共用物品・設備の消毒 (ディスプレイの利用も)、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック								
		従業員の手洗い・マスク着用 3密対策、休憩や食事の分散								

5月11日以降の遊興施設、遊技施設に対する休業協力要請

今後、県外から人の流れが生じることによる感染拡大の恐れがあることから、特措法第24条第9項に基づく「遊興施設」「遊技施設」への休業協力要請については、基本的には5月11日以降も5月31日まで継続する。ただし、次の感染拡大防止対策（対策1～3）を講じる場合は、休業協力要請の対象外とする。

感染拡大防止対策

○対策1（ウイルスを持ち込まない）

- ・ 県外から来る方や、発熱等の症状のある方に対して、利用の自粛を呼びかける。
- ・ 発熱等の症状のある従業員は休暇を取得させる。また、国外や特定警戒都道府県等の感染拡大地域と往来のあった従業員は、帰県後2週間は自宅等で待機させる。

○対策2（ウイルスを広げない）

- ・ 感染者が発生した場合に備えて、利用者の連絡先を把握する。
- ・ 又は、不特定多数のクラスター発生の懸念がある場合、店名等を公表（自主的又は県から）し、利用者呼びかけを行う。

○対策3（「3密」を回避する）

- ・ 「3密」回避策（右記参考）を講じるとともに、1～3の対策を実施していることを店舗に掲示する。

「3密」回避策（主な事例）

○施設の環境整備

- ・ 消毒液の設置、手洗場のペーパータオルの設置
- ・ 定期的な換気、ドアや窓の開放
- ・ テーブル、トイレ、ドアのハンドル等の共用部分の定期的な清掃、消毒（客の入れ替えの都度）
- ・ キッチンレス、対面する場のパーティション設置
- ・ 店内で大声を出さないようBGMや機械の効果音等を最小限とする など

○来客数の制限等の措置

- ・ 来客数の制限（入場制限や誘導、予約制の導入等）
- ・ 座席数の間引き、個室や大人数の座敷使用を控える
- ・ 座席間のパーティション等の設置 など

○利用者への協力要請

- ・ 消毒薬の使用、検温の実施
- ・ マスク着用（飲食の間を除く）
- ・ 大声での会話を行わないよう呼びかけ など

○従業員の感染予防対策

- ・ マスク着用（接客時を含む）
- ・ 私用も含めた県外や「3密」の場への外出自粛
- ・ 出勤時の検温等による体調管理の徹底 など

「愛顔を守るう！」えひめ版協力金パッケージの一覧〔令和2年5月8日時点〕

協力金メニュー	対象者	支給額	対象期間	交付期間(予定)
1 新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金	令和2年4月13日以前に開業し、申請時点で営業の実態がある事業者で、県が「緊急事態回避行動」を呼び掛けた令和2年4月13日から5月31日の間に、3密を避ける取組みを実施し、申請時点において継続している事業者 ※対象業種：飲食店、食料品・医薬品・衛生用品を扱う小売店（全国チェーンの直営店舗、1,000㎡を超える店舗は対象外）	5万円/事業者	4/13 ～ 5/31	5/1 ～ 6/30
2 県外客の宿泊予約延期等協力金	県内で宿泊施設を運営する事業者のうち、5月1日時点で開業している事業者で5月1日から5月31日までに宿泊される予定の県外からの利用者にに対し、予約の延期やキャンセルなど宿泊日変更の調整を行った事業者	5千円/人泊 ※上限15万円/施設	5/1 ～ 5/31	5/1 ～ 6/30
3 商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	商店街振興組合、商工会議所又は商工会が代表者となり、商店街及びその周辺に店舗を有する10以上の事業者で構成したグループでローテーション営業を行う事業者（ただし、休業要請の対象店舗は除く。）	10万円/グループ	5/1 ～ 5/31	5/11 ～ 6/30
4 新型コロナウイルス感染症対策新ビジネス展開協力金	新型コロナウイルス感染症拡大による売り上げ減少に伴い、4月1日以降、新たなビジネス展開を開始した者で、申請時点において、当該事業を実施している事業者 ※全国チェーンの直営店舗は除く	20万円/事業者 (グループ加算有)	4/1 ～ 6/30	5/1 ～ 6/30
5 愛媛県テレワーク推進協力金	県内の旅館・ホテルや全国チェーンの直営店舗以外のカラオケボックス等の事業者のうち、県民向けに、テレワークプランを設定・提供した事業者	3千円以内/室×利用件数 +3万円/事業者	5/1 ～ 6/30	5/1 ～ 5/31
6 新型コロナウイルス感染症対策医療関連物資等調発協力金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により供給が逼迫している医療関連物資等（医療用マスク、ガウン、消毒用品等）を新たに試作開発する事業者	上限100万円/事業者	4/1 ～ 12/31	5/1 ～ 6/30
協力金メニュー1～5	新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口（4月30日～5月31日） TEL:089-909-3842 9:00～18:00（土日・祝日含む）			
協力金メニュー6	愛媛県 経済労働部 産業政策課 スゴ技グループ 089-912-2473			

感染拡大防止に貢献して取り組む事業者への支援

前回の申請は完了した事業者への支援

問い合わせ先